

令和4年7月1日より、

## **取引に係る書面等の備付け・保存が義務化されます！**

令和4年7月1日より施行される「熊本県産あさを守り育てる条例」において、

『熊本県産』と表示するあさを流通・販売する事業者は、

### **●入出荷の取引に係る書面**（あさを採捕する事業者は、採捕した記録を含む）

養殖を行う事業者は、

### **●養殖に関する記録** の備付け及び**3年間の保存**が義務化されます。

保存していない場合や県からの書面提出の求めに応じなかった場合は、**勧告・公表**が行われる場合があります。

入出荷の書面ってなに？

取引先から入荷した際の書類及び販売先に出荷したときの書類です。

**入出荷の年月日、原産地、品名、数量、入出荷の相手方（名称）の5項目【書面保存5項目】**が記載されている必要があります。

どんな書類でも良いの？

取引で通常発行されているもので、**5項目**が記載されているものであれば構いません。

例えば、**入出荷伝票、送り状、納品書、規格書等**が考えられます。

どこに保存する必要があるの？

県からの書面の提出を求めた際に**速やかに提出できる状態であれば**場所は問いません。

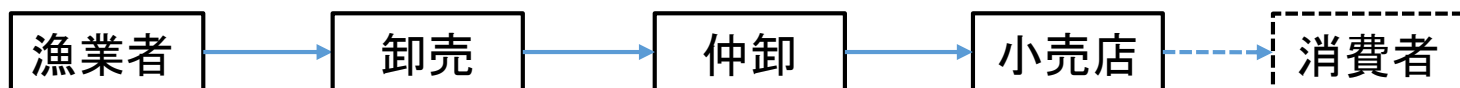
3年間ってどの時点から？

あさを**販売した日の翌日から起算して3年間**です。

義務化の対象となる人や書面などをもっと詳しく教えて！

次ページ以降でお答えします。

●入出荷に係る書面の備付け及び3年間の保存が必要な事業者は以下の流れ（例示）に該当する事業者となります。



### 1 漁業者等（養殖事業者を含む）の場合

漁業者

【採捕】★採捕した記録（採捕した年月日、海域（漁場）及び数量）

※漁協等に出荷した場合は、漁協等が発行した仕切伝票等で構いません。



【出荷】●漁協等へ出荷 ⇒漁協等が発行した仕切伝票等

●卸売等へ出荷 ⇒出荷伝票等の控え等（商品受取伝票、送り状控、納品書控等）

漁協等

【入荷】漁業者へ発行する仕切伝票等の控え

【出荷】卸売へ発行した出荷伝票等の控え等（商品受取伝票、送り状控、納品書控等）



**注意）「書面保存5項目」が記載されたものを保存してください！（採捕時を除く）**  
**※当事者間に合意があるものに限る。**

### 2 卸売、仲卸の場合

卸売

【入荷】漁業者、漁協等から受け取った出荷伝票等

【出荷】仲卸へ発行した出荷伝票等の控え（送り状控、納品書控など）



仲卸

【入荷】卸売から受け取った出荷伝票等

【出荷】小売店へ発行した出荷伝票等の控え（送り状控、納品書控など）



**注意）「書面保存5項目」が記載されたものを保存してください！**  
**※当事者間に合意があるものに限る。**



### 3 小売店の場合

小売店

【入荷】仲卸、直接小売店に販売する漁業者や漁協等から受け取った出荷伝票等



**注意）「書面保存5項目」が記載されたものを保存してください！**  
**※当事者間に合意があるものに限る。**

※消費者への販売記録は条例上の保存が義務化される書面はありません。

ただし、税法等で義務化されているものを保存しないことを認めるものではありません。

詳しくは、**【熊本県産あさりを守り育てる条例】** ※県HP掲載 で検索！

お問合せ先

QRコードはこちら

熊本県くらしの安全推進課 熊本市中央区水前寺6丁目-18-1  
TEL：096-333-2290 MAIL:anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県水産振興課  
TEL：096-333-2477 MAIL:suisanshinkou@pref.kumamoto.lg.jp



# あさをりを養殖する事業者の皆様

## ●熊本県産あさりと表示するあさりの養殖を行う事業者が**備付け**及び**3年間**の**保存が必要な養殖に関する記録**

### 【対象者】

県産等表示あさりの区画漁業権に基づいた養殖をする事業者

### 輸入したあさをりを養殖する場合

#### ①輸入したあさりに関する書面

##### 【税関が発行】

- ・輸入許可通知書

##### 【輸入事業者が発行】

- ・原産地証明書
- ・その他通関に関する書面（インボイス）

##### 【当該事業者が作成】

- ・稚貝あさをりを小分けする場合に漁場に導入されたあさりと通関証明書を突合できる書面



### 国内の他地域のあさをりを養殖する場合

#### ①国内の他地域のあさりに関する書面

##### 【他地域の事業者が発行】

- ・稚貝のあさりの採捕者（漁協）名
- ・採捕者別の採捕履歴（採捕日時及び数量）

##### 【当該事業者が作成】

- ・稚貝のあさりの入荷伝票（稚貝あさをりを入荷した日時、入荷元、入荷数量及び売買取引伝票）



### 国内における養殖に係る書面

#### ②国内の養殖に関する書面（国内の2か所以上の場所で養殖した場合は、そのすべてを含む。）

##### 【当該事業者が作成】

- ・漁場の利用状況が確認できる書面（漁場図、小間図、小間の番号及び面積がわかるもの等）
- ・稚貝あさりの搬入・搬出明細書（税関に提出した小間別搬入搬出記録）
- ・小間毎の漁場へのあさりの導入日、導入数量を記録した書面及び収穫日、収穫数量を記録した書面
- ・区画漁業権の登録済証（当該漁業権の行使契約書を含む）

※その他、必要に応じて備え付けるべき書面があります。（県HPに別途例示）

●養殖をしたあさをりを熊本県産と表示して流通・販売する場合であっても、**入出荷に係る書面の備付け**及び**3年間の保存**が必要です。（2ページの1「漁業者等の場合」参照）